

令和3年7月1日からの大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

令和3年7月1日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2021年7月13日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
静岡県	熱海市	7月3日
鳥取県	鳥取市	7月7日
島根県	松江市、出雲市	7月7日
島根県	安来市、雲南市	7月12日
鹿児島県	出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町	7月10日